

北杜市広報紙等アンケートプレゼント贈呈制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、北杜市アンケート調査に対する謝礼品贈呈に関する要綱（令和5年北杜市告示第32号。以下「要綱」という。）に基づき、広報紙（以下「広報ほくと」という。）及び自主放送番組に対する市民の意見及び要望を広く収集し、市民の声をいかした効果的な広報活動を行うため、広報ほくと及び自主放送番組におけるアンケートプレゼント贈呈制度（以下「広報紙等アンケートプレゼント贈呈制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

(掲載位置等)

第3条 広報紙等アンケートプレゼント贈呈制度は、原則として広報ほくとに掲載することにより実施するものとする。

2 広報紙等アンケートプレゼント贈呈制度の掲載位置、大きさ及び掲載内容は、市が指定するものとする。

3 広報紙等アンケートプレゼント贈呈制度の掲載は、原則として広報ほくと1号につき1件とする。

(謝礼品の基準)

第4条 謝礼品は、前条第3項に規定する1件当たり5名以上に贈呈するものとし、1名当たり500円相当額以上のものとする。

(取消しの申出)

第5条 要綱第9条に規定する市長が別に定める日は、当該アンケート調査の記事を掲載する広報ほくとの発行日の40日前までとする。

(決定の取消し)

第6条 市長は、要綱第10条各号に定めるもののほか、広報ほくとの発行が中止となったときは、要綱第6条の決定を取り消すものとする。

2 前項の規定により決定を取り消した場合において、提供事業者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。